大牟田市企業局附属機関傍聴要領

大牟田市企業局附属機関傍聴要領（平成２５年大牟田市企業局要領）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この要領は、大牟田市企業局附属機関の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第２条　会議の傍聴に関する事項については、大牟田市審議会等傍聴要領（平成２０年大牟田市要領）の例による。

付　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。